

機関番号：32670

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20720196

研究課題名（和文） 中世アキテーヌ公領統治における空間とコミュニケーションの諸相

研究課題名（英文） Some aspects of space and communication in the duchy of Aquitaine

研究代表者

加藤 玄 (KATO MAKOTO)

日本女子大学・文学部・准教授

研究者番号：00431883

研究成果の概要（和文）：

本研究は、空間とコミュニケーションという観点から、定住集落と領邦統治の具体相を分析することを通じて、中世南西フランス地方が「アキテーヌ公領」という一定のまとまりを持つ領邦として成立する過程を検討した。その結果、エドワード1世によるアキテーヌ巡幸（1286-9年）の重要性を指摘し、また、同地方における国王と現地貴族を結びつける回路として、アキテーヌ出身の家中騎士層の果たした多様な役割を解明した。

研究成果の概要（英文）：

This study investigated the process of formation of "the duchy of Aquitaine" as an entity in southwest France in the Middle Ages, through the analysis of its settlements and governance, with particular focus on space and communication. As a result, the great importance of the itinerant court of King Edward I in Aquitaine (1286-9) became obvious, and it was made clear that the household's knights from Aquitaine played the diverse roles linking the local nobles and the king in the region.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中世 フランス イングランド 王権 都市 宮廷

1. 研究開始当初の背景

近年の欧米中世史学界全体の傾向として、国家形成を重視する歴史観では軽視されていた各地域の歴史を再評価する動きが顕著である。こうした中で南フランス地域史研究は欧米でもやや立ち後れている。中世盛期から末期にかけてのフランス南西部アキテーヌ公領（当時はギユイエンヌ公領と同義）の

歴史は、英仏どちらの「ナショナル・ヒストリー」の図式にも適合せず、英仏の中世史研究者の関心のはざまに置かれていたからである。同地域に関するこれまでの研究の中心的な主題は、「百年戦争」の起源をめぐる議論の一環としてのアキテーヌ公＝イングランド王とフランス王の封建関係であった。中でも、公領の住民がアキテーヌ公の役人の判決や諸決定に不満を持つ場合、封主の最終審

法廷であるパリのパルマンに訴え出る行為、いわゆる「上訴」の問題は好んで分析対象とされた。フランス王（封主）側によるアキテーヌ公（封臣）の裁判権への優越あるいは侵害という観点から議論され、フランス側の立場からは上訴制の整備は王権の拡大の一過程であり、アキテーヌ公側からすれば統治の構造的な脆弱性とみなされた。こうした問題把握には当時の複雑な権力関係によって織りなされる政治秩序を単線的な国家形成史に埋没させてしまう危険性がつきまわっていたと言える。

2. 研究の目的

本研究の目的は、空間とコミュニケーションという観点から、定住集落と領邦統治の具体相を分析することを通じて、中世南西フランス地方が「アキテーヌ公領」という一定のまとまりを持つ領邦として成立する過程を検討することにある。これは同時に、本研究代表者による平成18—19年度科学研究費（若手研究スタートアップ）課題「中世ギユエンヌ公領における統治空間」の時間的空間的枠組みの拡大を図るとともに、同課題の遂行から得られた知見を取り入れ、アキテーヌ公領を中世後期に特有の広域支配圏の新たなモデルとして提示することでもある。

3. 研究の方法

本研究では、領邦の政治制度史に空間論的視点を導入し、アキテーヌ公領を「構築された統治空間」と見なす立場をとる。すでに本研究代表者は、13世紀後半—14世紀初頭にかけて有力諸侯や地域領主の主導で南西フランスに建設されたバステイドと呼ばれる新設集落の建設プロセスを具体的に示し、バステイドの分布・建設時期・集落としての性格に地域的な差異があり、それがアキテーヌ公領の複合的な成り立ちに由来することを指摘したことがある。本研究では、この観点を公領全体に敷衍させ、移動宮廷を分析することで、公領内の政治秩序の地域的偏差を王＝公の統治政策上の障害とみなすのではなく、歴史的に構築されたものと捉えることで、アキテーヌ公領の重層性を具体的に把握することを意図した。

4. 研究成果

(1) はじめに

1286-9年のエドワード1世によるアキテーヌ巡幸中の移動宮廷が公領統治に果たした役割を、家中騎士層の分析を媒介にして考察した。以下に見るように、アキテーヌ公領における国王家中所属者と公領統治組織の

関係に注目することで、同地方における国王と現地貴族を結びつける回路の一つが明らかになった。特に移動宮廷の組織・構造に関して、巡幸の際に宮廷の中核を形成した「国王家中（royal household/*domus regis*）」の騎士層を検討し、移動宮廷に参加したガスコニュー人に焦点を当てた。「国王家中」とは、ノルマン征服以降のイングランド統治組織の中核であり、国王を中心として、国内国外をたえず移動する宮廷の中核をなした。この組織は国王の周囲で衣食の確保・輸送などの日常業務を担うさまざまな部門から成り立っていた。中でもエドワード1世統治下で比重を増した納戸部（wardrobe/*garderoba regis*）では、騎士や従士による遊軍すなわち「常備軍の縮小版」を集めている。

本研究で主に依拠した史料は、「納戸部会計記録簿」の他に尚書局発給文書集である『ロール・ガスコン』、財務府文書およびAncient Correspondenceである。

(2) 移動宮廷の構成と巡幸ルート

①規模と構成

1286年にウェールズ北部の征服が一段落すると、エドワード1世は大陸所領へ出発した。先行研究の指摘するこの巡幸の主要目的は、「当時、アラゴン王アルフォンソの元で虜囚の憂き目に遭っていた従兄弟でシチリア王兼サレルノ公シャルル2世の解放交渉」と「ガスコニューの統治組織の整備」である。1286年5月13日にノルマンディ地方ヴィサンに上陸した時点でのエドワード1世一行の人数はおよそ200人に達した。この移動宮廷の中心には王とその親族、王妃と甥ジャン・ド・ブルターニュと姪マリーがいる。これら王族に最も近い位置はイングランド出身の聖職者集団が占めた。2人のドミニコ会士は聴罪司祭の役割を担った。さらに尚書局長ロバート・バーネルに加え、納戸部で財務を担当し、会計記録簿を作成したのも財務官ウィリアム・ド・ルスら聖職者たちである。また、リンカン伯ヘンリ・ド・ラシ、キャリック伯ロバート・ブルス、といったイングランドとスコットランドの有力貴族、およびオットー・ド・グランドソンやノリッジ司教ウィリアム・ミドルトンのようなエドワードの王太子時代からの側近が同行した。さらに、地位は若干劣るものの、ジョン・ド・セント・ジョンを始めとする国王の友人たちが付き従った。3年間の滞在時に随行員数は倍以上に増加した。1288-9年におよそ450人が国王家中納戸部の会計記録簿に現れる。

国王家中に属した騎士たちは騎士封と衣服代の二種類の支払いを受けた。騎士封は現金で、半期ごとにミカエルマスと復活祭に支払われた。1285-86年の例ではバナレット騎士で年額20マルク、騎士で10マルクであつ

た。衣服代は、バナレット騎士で年額 16 マルク、騎士で 8 マルクであった。家中騎士が「任務中」であるとき、追加の報酬が日給として支払われた。ガスコーニュ人騎士は公領内で活動したため、原則的には騎士封を受領した。

②巡幸ルートの性格

巡幸ルート全体のもっとも重要な性格は滞在地の網羅性である。所領の性格から言えば、エドワード 1 世は直轄領をくまなく回り、ガスコーニュのあらゆる地方を訪れている。エドワード 1 世が滞在先として、特に選んだと推測されるのが、都市やバステイドと総称される新設都市である。史料上に言及されるのは、首府ボルドーが最多で、67 回を数える。その他の都市では、司教座都市でオロロンが 35 回、コンドンが 27 回、アジャンが 12 回、ダックスが 11 回、バステイドではボルドー近郊のブルグス・レギナが 29 回、ボンヌガルドが 26 回、さらに公の城があるブランクフォールが 51 回、モレオンが 10 回となる。

このエドワード 1 世の道程は彼の現実の権威をよく表している。彼の支配空間には、ドルドーニュ河の右岸、ペリゴール伯領、リムーザンは含まれず、ケルシーに関しても一部集落に限定されていた。また、この巡回中に王は積極的にガスコーニュの有力者と会ったわけではなかった。アラゴン王との交渉のために滞在したベアルン地方を除いて、エドワード 1 世は有力封臣の元にも長くはとどまらなかった。しかしながら、エドワード 1 世とガスコーニュ貴族層とのコンタクトは別な形で実現していた。すなわち、この滞在中に、現地の貴族層が、王とともに移動する統治機関である国王家中に、騎士として組み込まれたのである。

(3) ガスコーニュ人家中騎士の存在

①巡幸以前

国王家中は多くのガスコーニュ貴族を含んでいる。彼らは騎士封と引き替えに王のために各地で転戦し、あるいは行政上の職務を果たした。彼らの多くは、1286 年の滞在前にエドワード 1 世と接触していた。例えば、アマニュ 7 世・ダルブレは、父親のアマニュ 6 世がヘンリ 3 世に叛乱を起こして鎮圧された際に、人質となってイングランドに渡り、その後、王太子エドワードの家中に加わっていた。別の例では、アルノー・ド・ガバストンはベアルン副伯ガストンの宣誓の保証人として、1273 年に十字軍から帰還して、ガスコーニュに滞在中のエドワード 1 世の面識を得ている。1282-3 年にかけて、ウェールズで従軍したガスコーニュ貴族は 15 名であり、1283-4 年にも 4 人のガスコーニュ貴族が国王家中会計簿に現れる。おそらく彼らはヘン

リ 3 世もしくは王太子のガスコーニュへの旅にも同行したと考えられ、こうした「古参」騎士たちの中にも、後に公領で国王家中に仕える者が見られる。

②ガスコーニュ人騎士の増加

1286-9 年のエドワード 1 世の滞在前は、国王家中へのガスコーニュ貴族の大規模な編入の機会となった。納戸部会計記録簿に記載された者のうち、16 名が少なくともそれまで国王家中に仕えた記録が確認できない。エドワードのガスコーニュ滞在前、1286 年の聖霊降誕祭（6 月 2 日）付の記載と彼が 3 年に及ぶ滞在前を終え、ガスコーニュを離れた直後である 1289 年の聖エドムンドの祝日（11 月 20 日）付の記載を比較すると、国王家中内に占めるガスコーニュ貴族の割合が増加している。

ガスコーニュ人家中騎士層の出自に関しては、彼らの多くは地元の領主家系の出身である。ボルドレにおいては、ジャン・ド・グライと 2 人の息子ピエールと、カスティヨン領主ポンスはメドックに土地を保有している。ギレム・ド・モンラヴェルの所領はおそらくボルドー近郊、ベルトラン・ド・ポダンサックとラトレス小伯レモン・ド・ブグロンの所領はガロンヌ河流域に位置する。その他にギレム・ド・リオンスはアントル・ドゥ・メールに所領を持つ。バザデにおいては、オジェ・モト父子は、アジュネとの北東境界部のメイユアンの出身である。タイヌカヴァ領主アルノー・マルマンドも同じ地域に所領を持つ。ギョーム・レモン・ド・ジャンサックはローザンとピュジョルの領主であり、ペリゴール南部のドルドーニュ河流域には、ベルジュラック領主アレクサンドル・ド・ラ・ペブレと甥ギが勢力を張っている。ランド地域は、アマニュ 7 世ダルブレの所領が広がっている。オジェ・ド・モーレオンは所領の交換により、複数の土地の領主となっている。エリー・ド・コパンヌはダックス司教やソルド修道院長を輩出する地域で最も有力な家門の一員である。オドン・ド・ドアジ、アシュ・ド・ナヴァイユ、ベロー・ド・モンタギュはおそらくテュルサンに所領を保有している。

③リクルート

ガスコーニュ貴族たちは移動宮廷が自領近郊に滞在した際に、国王家中に編入されたと考えられる。例えば、ベアルンに所領を保有していたアルノー・ド・ガバストンが国王家中に加わることを許されたのは、宮廷が自領近郊のサン・スヴェールに滞在した 1287 年 10 月のことである。また、先に見たように政治的な事件や危機がエドワード 1 世の国王家中の構成に影響を与えもした。王は和解を促進するため、より密接な結びつきを期

待して、かつての叛乱者を国王家中に迎え入れたのである。先にアマニュ7世の例を挙げたが、それ以外にも、1273年のベアルン副伯ガストンの叛乱において、叛乱側についたアシユ・ド・ナヴァイユは、1279年に赦免され、上記のエドワードの巡幸時に国王家中へ加わっている。国王宮廷の巡幸ルートは、こうした有力領主である家中騎士層の所領に重なる。家中騎士層の所領の広がりにはエドワード1世の巡幸の安全と便宜を保証していたと言える。

④ガスコーニュ人側の動機

ガスコーニュ貴族層が国王家中に加わった理由は様々である。まず、すでに国王家中の一員となっている近親者の存在が大きく影響を与えていると考えられる例がある。エドワード1世の信頼の篤い「友人」であり、ガスコーニュ・セネシャルの重責を担ったジャン・ド・グライの息子ピエールはその典型である。その他にオジェ・モト親子、アレクサンドル・ド・ラ・ペブレと甥ギも同様に親族に国王家中所属者を持つ。国王家中で奉仕する伝統を持つ家門が存在することは国王への奉仕者としてのキャリアが魅力的であることを示している。

ただし、エドワードの家中に所属するという威信は重要であったが、騎士たちはそれ以上に具体的な報酬を期待していた。「良き奉仕」を認められることで、家中騎士は国王から様々な形態の恩顧配分も受けた。例えば、アマニュ・ダルブレはモン・ド・マルサンの土地と城を与えられた。エリー・ド・コパンヌとヴィタル・ド・コパンヌはポントン・シュル・ラドゥールを与えられ、また、コパンヌとその周囲の小教区への上級裁判権を認められている。ガスコーニュの国王直轄領収入も与えられた。例えば、1291年にアルノー・ド・ガバストンは娘の嫁資として、アルノーダン貨600リヴラを受領している。その他の特権として、ギエム・ド・モンラヴェルとベルトラン・ド・ポダンサックは、城館を建設する権利、上級裁判権をそれぞれ得た。1289年にオジェ・モトはメイユアンのワインに対して、3オボルの関税をかける権利を獲得している。多くのガスコーニュ貴族が、自らの家門の直面している経済的苦境を理由にエドワード1世の国王家中に加わることを渴望した可能性は高いと言える。地代の減少と諸費用の増大の傾向が顕著になる13世紀末には、彼らの経済的苦難は増し、土地や諸権利からの収入だけでは息子たちを養うのに十分ではないこともしばしばであった。

しかし、エドワード1世のガスコーニュ滞在時に国王家中に所属した騎士の中で、帰還する王とともにイングランドへ渡った者は少数であり、オジェ・ド・モーレオン、オド

ン・ド・ド・アジおよびアレクサンドル・ド・ラ・ペブレのみが確認できるに過ぎない。

(4) 国王家中と公領統治組織

①上級官職における国王家中関係者

ガスコーニュにおける家中騎士の役割は国王の護衛や戦闘に備えることにとどまらない。イングランド出身かガスコーニュ出身かを問わず、彼らは官職保持者として公領の行政組織に参加した。本研究ではエドワード1世の治世初期からガスコーニュ戦争まで、1272-93年というやや広い期間を対象に官職保有者を検討した。上級官職では、ガスコーニュ・セネシャルと国王代理が該当する。両職ともに高度な軍事的能力と行政能力が求められた。戦時には国王軍の中核をなし、平時には行政の中核となる国王家中が軍事や行政の経験を積むのに最適な場であったことを考えるならば、セネシャルや国王代理がその出身者から採用されたことは驚くに当たらない。騎士以外の聖職者も含めるならば、公領の重職は国王家中出身もしくは所属者によって保持されることが多かったのである。5人のセネシャルの内、4人が国王家中に所属していた。ジャン・ド・グライはエドワードが王太子時代からの家中騎士であり、1263年のイヴシャムの戦いでガスコン人を指揮した。1287年に臨時にセネシャルを務めたジャン・ド・ヴォはヘンリ3世の国王家中の一員でもあった。国王家中財務官帳簿には、彼に対して、1287年3月16日から9月9日までバナレット騎士として俸給を支払ったことが記載されている。ジョン・ド・ヘイヴリングは1289-94年まで同職を保持した。彼はエドワード1世の国王家中で騎士封を受けていた。

また、臨時の2名も含めて、5名の国王代理が任命された。彼らの内、2名すなわちジャン・ド・グライとジョン・ド・セント・ジョンが家中騎士である。加えて、オットー・ド・グランドソンとロバート・バーネルは、1278年2月にガスコーニュの臨時の国王代理に任命された。前者は騎士として、後者は尚書局長として、国王家中に属していた。ガスコーニュ・セネシャルや国王代理に任命された家中騎士の多くはイングランドの貴族家門の出身であり、ジャン・ド・グライとオットー・ド・グランドソンはヘンリ3世妃エリナーと同郷のサヴォワ出身である。一般に騎士たちは行政および軍事上の経験を豊富に有していた。ガスコーニュ・セネシャルは報酬として、1278年以降、およそトゥール貨2000リヴラの年俸を割り当てられることになっていた。しかし、ジャン・ド・グライを除けば、国王代理やガスコーニュ・セネシャルは公領内に土地を保有せず、地元の利害とは無関係な騎士から任命された。裁判官とし

て、ローカルなもめ事をなるべく中立の立場で裁くことが求められるガスコーニュ・セネシャル職には、「部外者」としての家中騎士がうってつけであったと考えられる。

②下級官職における国王家中関係者

上級役人たちは、必ずしも全ての職務を自分でこなしたわけではない。特にセネシャルたちは、パルルマンにおける上訴に対処するためにパリで多大な時間を費やし、国王代理の中には役職の任期中にイングランドに帰還する者もいた。家中騎士が任命されることが最も多いのは、ガスコーニュ・セネシャル代理職である。6人の家中騎士がガスコーニュ・セネシャル代理に任命されている。地方セネシャルを務めた家中騎士は多いが、彼らが国王家中に所属していたことと、彼らが官職を得たことが直ちに結びつくわけではない。エリー・ド・コパンヌはコパンヌ領主の息子であり、自身が官職を得た地域の有力家門に属していた。また、レモン・ド・カンパーニュが1281年にサントンジュ・セネシャルに任命されたこと、および1286-94年にアジュネ・セネシャルに任命されたことは国王家中への所属とはおそらく無関係であろう。彼が家中騎士として確認できるのは1297年になってからであり、彼はむしろ専門的な行政官であった。ミロン・ド・ノアイヤンについても同様である。しかしながら、出身地と赴任した管区が一致しない地方セネシャルが多数を占めている。特にアジュネでは同地方に利害を持つ有力家門の一員が役人として赴任することが忌避された。1279年8月のアジュネ返還の際に、アジャン司教アルノー・ド・ゴは地域の実情や世論に関する詳細な情報をエドワード1世に送っている。それによれば、アジュネの住民たちはベルジュラック領主アレクサンドルがセネシャルとして着任することを恐れており、アジュネ出身でもボルドー出身でもない外部の者をセネシャルに望んでいる。その後、セネシャル代理に選ばれたオジェ・モトについては、同じアジャン司教が送った別の手紙の中で、「不適格」と評されている。そのためか、巡幸中の王=公の到着前に、アジュネ・セネシャルをレモン・ド・カンパーニュに交代している。つまり、ガスコーニュ貴族によって同職が占められることが多かったにせよ、地方セネシャルはガスコーニュ・セネシャルに近い性格を持っていた。同役人に地域の利害から距離をおいた公平な統治を行わせるためには、努めて赴任管区の出身ではない候補者を選ぶ必要があった。その上で、軍政両面での能力も満たすような条件に適合する人材を供給可能な組織は、当時のガスコーニュでは国王家中以外に存在しなかったのである。

プレヴォ、バイル、城塞管理官（シャトラ

ン、コネタブル)、市長に関しては、市長を除く官職は地域レベルで請負に出されることも多く、その場合は国王文書には記載されないため、判明するのは断片的な情報のみである。先に述べたように家中騎士たちのうち、ガスコーニュ貴族は公領内に所領を有していた。しかし、イングランド人騎士であるエリアス・ド・オーヴィルとヒュー・ド・ブロックはガスコーニュに所領を持たない。ヒュー・ド・ブロックは1284-6年、1288-9年に俸給と衣服代を受領しており、エドワード1世の巡幸時にバヨヌの市長と城塞管理官を兼ねた。国王家中との結びつきによってのみ、彼らはガスコーニュの統治に参加しえたのである。

公領内でガスコーニュ騎士が保持した官職は利益があがるものであった。官職に就任することによって、騎士は国王のために徴収した収入から利益を得、時には負債を免除された。エリー・ド・コパンヌはモレオンの城塞管理官であり、200リヴラを免除された。地方セネシャルの場合とは逆に、地元の有力家門が下級官職を保持することを歓迎するケースが存在する。上述のエリー・ド・コパンヌは1282年にはオリバのバイルであったが、彼の異動を聞いた住民たちは、異動に反対する請願を行っている。セネシャル代理職や地方セネシャル職に占めるほどではないが、下級官職を保持する国王家中関係者も一定数存在していた。ある者は重要な都市の市長や城塞の管理官に任命され、その後より上位の官職に昇進したのである。他方、様々な奉仕の報酬として、下級官職を与えられた者たちもいる。そうした官職の供給源となったのは、王=公が保持した広大な直轄領であった。

(5) おわりに

ガスコーニュでの滞在期間と同地での出来事への関心の高さを考慮するならば、歴代イングランド王の中でエドワード1世ほど「アキテーヌ公」としてこの土地に密接に関わった者はいない。1272-93年に、エドワードはガスコーニュとイングランドで、複数の世代のガスコーニュ貴族と接触している。特にガスコーニュにおける巡幸の際に、理念としての主君ではなく、肉体的に接触可能な王を目の当たりにして、ガスコン人たちが影響を受けたことは疑いない。特に王とのコミュニケーションを積極的に確保していたのは、1286-9年の巡幸の際に家中騎士として奉仕したガスコーニュ貴族である。エドワード1世は家中騎士に土地の代わりに騎士封と賃金を与えた。法的な意味での封主=封臣関係に加えて、一種の金銭契約的なネットワークが王とガスコーニュ貴族の一部に構築されつつあった。また、ガスコーニュにおいて、

王は自らの領有する広大な直轄領の収入の一部を割いて、彼らに官職を与えている。こうした国王家中に属したガスコーニュ貴族がセネシャル代理以下の官職を保持し、公領統治の一翼を担った。ただし、家中騎士として、利益を享受した貴族層はガスコーニュでも限られており、この点でエドワード1世のコミュニケーションは選択的であった。ガスコーニュは外部の支配者によって征服され、移植された法によって裁かれ、経済的に搾取された土地ではなかった。エドワード1世はガスコーニュの貴族に「アキテーヌ公」として、配慮を示すことが求められた。彼はイングランド人にガスコーニュの土地を与えることはなく、ガスコーニュに所領を築き、定着したイングランド人貴族は存在しなかった。国王家中の構成員から選抜され、セネシャルや国王代理として仕えたイングランド人は戦士兼行政官でもあったが、入植者ではなかった。任期が終わると、彼らは故郷へ帰還したのである。

エドワード1世は1289年にガスコーニュを後にし、再びこの地を踏むことはなかった。残されたガスコーニュ住民と王の関係は別の回路、すなわち請願を通じて維持されることになる。その検討は別の機会に譲るが、若干の展望を述べるならば、ガスコーニュの統治は、王とガスコーニュ貴族層との個人的な紐帯、パトロネジによる官職授与、貴族層や都市勢力の紛争時における請願を通じた解決といった継続的なコミュニケーションによって維持されていたであろう。王と利害を共有する貴族層や都市民層が統治に参加することで、行政が運営され、公領内の秩序が保たれていたと言える。このようにガスコーニュは、イングランドに対して相対的自律性を保持しつつ、プランタジネット家の広域支配圏の一部をなしていたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ①加藤玄『『国王の宮廷』と『王妃の宮廷』—13世紀後半イングランド国王夫妻の大陸巡幸—』『史艸』51、2010年、138-141頁(査読無)
- ②加藤玄「回顧と展望(ヨーロッパ中世・一般)」『史学雑誌』119-5、2010年、306-307頁(査読無)
- ③加藤玄「回顧と展望(ヨーロッパ中世、西欧・南欧)」『史学雑誌』119-5、2010年、308-312頁(査読無)
- ④加藤玄「サン・スヴェール修道院『ベアトウス黙示録註解』転写文書—偽文書転写過程をめぐって—」『史艸』50、2009年、25-43

頁(査読無)

- ⑤加藤玄「エドワード一世のアキテーヌ巡幸」『創文』513、2008年、18-22頁(査読無)

[学会発表] (計2件)

- ①加藤玄『『国王の宮廷』と『王妃の宮廷』—13世紀後半イングランド国王夫妻の大陸巡幸—』第48回日本女子大学史学研究会大会、2009年12月5日、日本女子大学(東京都)
- ②加藤玄「エドワード一世の大陸巡幸—1286—9年のアキテーヌ公領滞在を中心に—」第107回史学会大会、2009年11月8日、東京大学(東京都)

[図書] (計3件)

- ①加藤玄「バスティード」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市1アイデア』東京大学出版会、2010年、249-259頁(共著)
- ②加藤玄「バスティードの歴史的背景」伊藤毅編『バスティード—フランス中世新都市と建築』中央公論美術出版社、2009年、17-38頁(共著)
- ③加藤玄「都市を測る—フランス測量術書にみる尺度と境界—」高橋慎一郎・千葉敏之編『中世の都市—史料の魅力、日本とヨーロッパ』東京大学出版会、2009年、69-93頁(共著)

6. 研究組織

(1)研究代表者

加藤 玄 (KATO MAKOTO)
日本女子大学・文学部・准教授
研究者番号：00431883

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし